

宮崎市監査委員 阪元 勇
宮崎市監査委員 松浦 史典
宮崎市監査委員 日高 透
宮崎市監査委員 山口 俊樹

定期監査結果の公表について

このことについて、下記のとおり公表します。

記

- 1 宮崎市監査基準への準拠
宮崎市監査基準に準拠し、監査を実施した。
- 2 種類
地方自治法第199条の規定に基づく定期監査
- 3 対象
農政部（農政企画課、農業振興課、森林水産課、農村整備課、市場課）の令和3年度及び令和4年4月1日から同年6月30日までの財務に関する事務の執行
- 4 着眼点
別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。
- 5 主な実施内容
農政部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。
- 6 実施場所及び日程
実施場所 関係各課及び監査室
日 程 令和4年9月12日から同年10月21日まで
- 7 結果
上記のとおり監査した限りにおいて、農政企画課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めた。農業振興課、森林水産課、農村整備課、市場課については、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。
今後、適正な事務の執行に努められたい。

【指摘】

（農業振興課）

- (1) 令和3年度中部地区茶業協議会表彰式における特別賞（宮崎牛消費券）の購入について、執行伺書の決裁日より前に見積書を徴し、納品まで完了していた。

・執行伺書	起案日：令和4年2月16日	決裁日：令和4年2月18日
・見積書	提出日：令和4年2月16日	
・契約締結伺	起案日：令和4年2月16日	決裁日：令和4年2月18日
・納品	確認日：令和4年2月16日	

- (2) 令和3年度の宮崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金について、次のような不備があった。
- ・ 交付申請書兼実績報告書について、收受はされているものの、供覧されていなかった。(全件)
 - ・ 交付申請書兼実績報告書に提出日の記入がないものがあった。(2件)
 - ・ 交付決定通知書兼確定通知書の交付決定(確定)日より前に請求書を受領していた。(全件)
- 交付決定(確定)日: 令和4年3月29日 請求書受領日: 令和4年3月25日
- (3) 令和3年度のファクシミリ賃借料(再リース R3.11.1~R4.6.30分)について、見積書を提出させないまま契約締結していた。
- (4) 令和3年度の備品の処分料(ブラウン管テレビの家電リサイクル料金)に係る支出について、資金前渡により現金振込を行う際、不足した振込手数料を一旦、農業振興課職員互助会費で立て替えていた。
- (5) 令和3年度の宮崎市ふるさと農産加工センター自動販売機電気使用料(6月分)の調定書について、課長専決事項であるにもかかわらず、課長補佐までの決裁となっていた。
- (6) 宮崎市ふるさと農産物加工センター自販機電気料について、施設の電気契約が使用電力量に応じて段階的に単価が変動する料金体系である場合は、施設全体の電力料金を総使用電力量で除した単価により算定すべきところ、子メーターの計測値を元に当該月の単価を決定していた。

(森林水産課)

- (1) 指定管理について、次のような不備があった。
- ・ 令和3年度及び令和4年度の指定管理業務に係る事業計画書、業務報告書又は事業報告書について、文書規程に定められた收受登録が行われていないため、基本協定書に定められた期限内に提出されたか確認できないものや期限を超えて提出されているものがあった。
- 【宮崎市椿山森林公園】
- ・ R3、R4 事業計画書(前年度の10月末日まで): 文書受付印なし
 - ・ R3、R4 業務報告書(毎月10日まで): 文書受付印なし、又は收受日が11日以降
- 【宮崎市自然休養村センター】
- ・ R4 事業計画書(前年度の10月末日まで): 文書受付印なし
 - ・ R3、R4 業務報告書(毎月10日まで): 文書受付印なし、又は收受日が11日以降
 - ・ R3 事業報告書(年度終了後60日以内): 文書受付印なし
- ・ 令和3年度の宮崎市自然休養村センターの指定管理業務に係る法人決算書について、基本協定書第22条には、「乙の構成員は、各構成員の事業年度の決算が確定した後、速やかに法人の決算書及び関係書類(法人でない場合にはこれに準ずる書類)を甲に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、乙の構成員に関する決算書は提出されておらず、指定管理業務に係る「課税取引金額計算表作成用」が提出されていた。
- また、「課税取引金額計算表作成用」は、文書規程に定められた收受登録が行われていないため、基本協定書に定められた期限内に提出されたか確認できなかった。

- (2) 令和3年度の宮崎市自然休養村センター及び椿山自然公園の自動販売機（建物）設置に係る行政財産目的外使用許可について、宮崎市行政財産使用料条例により「建物を使用するものに係る使用料の額は、この表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。」と規定されているにもかかわらず、100分の110を乗じない額で使用料を算定し、過少に徴収していた。

【宮崎市自然休養村センター①】

（正） $(8,330円 + 8,330円 \times 0.1) \times 110 / 100 = 10,079円$

（誤） $8,330円 + 8,330円 \times 0.1 = 9,163円$

差額 916円

【宮崎市自然休養村センター②～④】

（正） $8,330円 \times 110 / 100 = 9,163円$

（誤）8,330円

差額 833円

【椿山自然公園】

（正） $8,330円 \times 110 / 100 = 9,163円$

（誤）8,330円

差額 833円

- (3) 令和3年度野生鳥獣被害防止組織支援事業補助金（捕獲補助）の変更支出負担行為書について、副市長専決事項であるにもかかわらず、部長までの決裁としていた。また、財政課長までの合議が必要であるにもかかわらず、財政係長までの合議としていた。

支出負担行為額：3,000,000円 変更支出負担行為額：1,160,000円

（農村整備課）

- (1) 令和3年度正蓮寺排水機場1・2号ポンプ用エンジン速度検出器修繕に係る契約保証金について、宮崎市財務規則第105条第1項第3号適用により免除する場合は、過去2カ年の間に完了した工事实績が記載された工事履行届が必要であるにもかかわらず、それ以前に完了した工事实績が記載されたものを受領していた。

（市場課）

- (1) 令和3年度の市場内工事に伴う電気使用料について、使用量を誤って算定し、過少に徴収していた。

（正） $8kwh \times 20.39円 = 163円$

（誤） $7kwh \times 20.39円 = 142円$

差額 21円

着 眼 点

収入事務	
調定・徴収事務（賦課・徴収事務・公有財産を除く）	調定はその根拠となる法令等に適合しているか 等
現金出納事務	現金出納員及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか 等
滞納整理事務	滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか 等
賦課・徴収事務（税のみ）	
賦課事務	台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
徴収事務	台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
支出事務	
支出一般	違法、不当、不経済な支出はないか 等
旅費関係	旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか 等
負担金、補助金及び交付金等の支出	公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか 等
貸付金の支出	貸付は法令等の目的に合致するものであるか 等
契約事務	
入札・契約事務	一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か 等
契約の履行	契約日以前に着工しているものはないか 等
公有財産	
財産の取得及び処分、管理	財産の取得及び処分の手続は適正か 等
使用（占用）許可（行政財産）	使用（占用）許可申請書は適正に提出されているか 等
貸付（普通財産）	貸付申請書は適正に提出されているか 等
物品管理	
物品等管理	物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか 等
公の施設の指定管理事務	
基本協定・年度協定は締結されているか 等	
利用料金の手続きは適正に行われているか 等	
モニタリングは適時行われているか 等	